

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(第2回)

令和6年7月30日

各構成員提出資料① 長田構成員

# 第2回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会 意見書

令和6年7月30日 全国民生委員児童委員連合会

# はじめに 民生委員・児童委員活動の本質と実態を理解されたい

---

- 民生委員・児童委員の多様な役割と多岐にわたる活動内容の正しい理解
  - 厚生労働大臣から委嘱される民生委員は**児童委員を兼ねる「非常勤の特別職の公務員」**である。
  - 民生委員・児童委員は、地域住民の生活課題、福祉ニーズの相談に乗り、福祉サービスや子育て支援サービスを受けられるように支援するとともに、行政機関や福祉事務所の業務への補完的な協力など、妊産婦から高齢者まで全ての人々（世帯）に対する**幅の広い活動を行っている**。
  - とくに、民生委員・児童委員は、社会福祉法第4条の地域福祉の理念に基づき、地域住民の自立生活の支援や社会参加、福祉のまちづくりのために、**日常的に多様な活動を実施するなど、きわめて重要な役割を担っていること**を正しく理解いただきたい。

## ■ 具体的には、以下のような活動実態にある

### 〔民生委員の活動状況等〕

- ✓ 令和4年度の民生委員・児童委員の年間総活動件数は26,082,510件で、これは委員一人当たりの年間活動延べ件数が114.7件に及ぶ。・・・「福祉行政報告例」の令和4年度実績結果より
- ✓ 民生委員・児童委員1人に対する担当世帯数は、200世帯前後が最も多く（世帯区分「190～219世帯」の割合19.2%）、「400世帯以上」担当している委員も存在する（7.9%）・・・全民児連「市区町村民生委員児童委員協議会活動実態調査2023」より
- ✓ 地方公務員である民生委員・児童委員は、生活保護や就学援助等の手続きに伴う当該世帯の状況確認等、福祉行政の協力機関としての役割を担う。
- ✓ 災害対策基本法においては、市町村に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を民生委員・児童委員にも提供されるようになり、災害発生時の避難支援者の確保や避難所の開設や運営等への協力も求められる。

# 〔全民児連の方針〕

## 1. 居住要件緩和についてどのように考えるか

- 居住要件の変更には反対である。変更を前提とした検討会の運営は適切でない。
- 欠員は、選任要件ではなく、各自治体での選任の手順・方法・取組等、運営上の問題である。
  - 自らも同じ地域で生活する一員として、住民同士の視点から寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役を担う。住民の代弁者ともなり、住民視点での提言や意見具申を行う民生委員・児童委員は、親族でも、専門職でもない役割を担うところに大きな意味と意義がある。
  - 基礎自治体（行政）の責任において、民生委員・児童委員の改選に向けて、早期に自治会、住民組織、社会福祉協議会・社会福祉法人・福祉施設等組織、地元商業関係者等への働きかけを十分に行いながら、地域ぐるみで選任に向け対応することが必要不可欠である。
  - そのうえで、民生委員・児童委員の欠員問題の解消のため、特に欠員が生じているような地域に向けた候補者探しのため、自治体が責任をもって関係者・組織に対し、強く働きかける必要がある。
  - また、自治体が決める定数が変動する場合には（増えれば）、その必要性をもとに早期に働きかけていくことが必要である。

## 〔具体的な反対理由・課題〕

- 休日や夜間を含め、見守り対象者の急変時の対応等が求められるなか、地域で暮らしていれば随時の住民からの相談や困りごとにも対応できるが、在勤者の場合、**緊急時を含め即応が困難**なことが想定される。
- 在勤者の場合、転勤・異動等により短期間で民生委員・児童委員を退任せざるを得ない状況が生じること  
も想定されるため、**住民との信頼関係構築**を含め**委員活動の継続性に課題**がある。
- 担当地区の民生委員・児童委員の不在期間に民生委員・児童委員としての役割や機能を代替できる地域の社会資源は存在しないため、結果、**当該地区の支援を行う隣接地域の民生委員・児童委員の負担が大きくなる**とともに**委員間の公平性の観点からも問題**である。
- 民生委員・児童委員の役割として法定化もされている、**行政等から依頼される各種状況確認(いわゆる証明事務)**は、**地域に居住する住民の一員だからこそ可能**といえる。
- また、同じ地域に居住しているからこそ、民生委員・児童委員に対し多くの**個人情報**が提供され、**また所持することについて住民から許容されている**と考える。

## 2. 今後のなりて確保対策に向けて

- 新たななりて確保策を講じるとともに、早期の退任を防ぐことが重要である。委嘱された民生委員・児童委員が**長く活動を続けられるよう、負担の軽減と活動環境の改善を図ることが必要**である。
  - 厚生労働省の令和5年度社会福祉推進事業「民生委員・児童委員の担い手確保の推進に関する調査研究」の民生委員等に対するアンケート調査では、業務を継続する意向について、「あまりそう思わない」が25%、「全くそう思わない」が9%であった。この「全くそう思わない」と回答したうちの約9割が現状の業務に対して「負担に感じる」（「非常に負担」と「ややそう思う」の合計）との結果となり、**民生委員・児童委員の業務に対する負担軽減が活動継続の鍵**になる。
  - 業務上の負担は、①委員活動の量や煩雑さに起因する**業務の負担**、②月当たり5,000円程度の実費弁償費で通信費や車の移動に伴う燃料費を賄う等の**財政的な負担**、③保護世帯の受給申請や貸付事業、被災者支援等での住民からの無理な要求を含めた様々な依頼や、行政への各種協力に伴う**精神面での負担**等がある。
  - 今後のなりて確保対策に向けて、まずは民生委員の「協力員」や、地域の見守り等を行う「福祉推進員」の設置・活動の推進等を含めた**負担軽減策を講じることが優先**であり、さらに行政や関係者による広報活動とともに、委員活動の環境整備の具体的な取り組みに向けた様々な検討をいただきたい。

## ■ たとえば、地域特性に即して、なりて確保で効果を上げている取り組みがある

- ✓ **民生委員・児童委員と連携し、見守り活動や地域福祉活動の補助等にあたる「民生委員協力員」を配置し、民生委員・児童委員の負担軽減と新たななりて確保を図る取り組み。**・・・（広島市民児協寄稿・令和4年6月全民児連発行『View』No.226掲載）
- ✓ **地域社会の活性化を促す人材を養成する県シルバー大学のカリキュラムに民生委員・児童委員のテーマを盛り込み講師派遣等を実施して制度をPR。**・・・（栃木県民児協寄稿・平成31年3月全民児連発行『View』No.211掲載）
- ✓ **自治区長頼みの民生委員の推薦方法を改善するため（自治会の会長会議での委員制度・活動の説明を行いながら）、地域住民による推薦制度を導入。**・・・（福岡県岡垣町民児協寄稿・全民児連令和6年6月発行『ひろば』6月号掲載）